

令和4年第1回

千葉県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	1 頁
議案第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 頁
議案第 3 号	千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	10 頁
議案第 4 号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第 5 号	千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について	16 頁
議案第 6 号	令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)	17 頁
議案第 7 号	令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算 (第 2 号)	18 頁
議案第 8 号	令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	19 頁
議案第 9 号	令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	20 頁



## 議案第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の改定による所要の改正を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

## 専 決 処 分 書

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月30日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

(千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「令和2年12月」を「令和3年12月」に改め、同項中「令和2年12月」を「令和3年12月」に、「100分の125」を「100分の112.5」に、「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合  
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

- 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域  
連合条例第18号）

（第1条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあつては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 4～6（略）</p>

- 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千  
葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

（第2条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 （施行期日） 1（略）</p>	<p>附 則 （施行期日） 1（略）</p>



(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 令和2年12月に支給する期末手当に係る第12条第1項及び第19条第1項において準用する給与条例第23条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 令和3年12月に支給する期末手当に係る第12条第1項及び第19条第1項において準用する給与条例第23条第2項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。

## 議案第 2 号

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の改定による所要の改正を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとする。

第19条第1項中「第23条第4項」を「第23条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第4項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合  
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

- 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号）

（第1条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあつては<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6（略）</p>

- 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

（第2条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（常勤会計年度任用職員の期末手当） 第12条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の常勤会計年度任用職員に</p>	<p>（常勤会計年度任用職員の期末手当） 第12条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の常勤会計年度任用職員に</p>

ついて準用する。

2・3 (略)

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第19条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬(常勤会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

ついて準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第19条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬(常勤会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

## 議案第 3 号

千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、用語の定義に係る所要の規定の整備を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同条第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。</u>）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。</u>）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>



## 議案第 4 号

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

令和 4 年度及び令和 5 年度の保険料率を据え置くとともに、令和 4 年度以後に係る保険料の賦課限度額を改定するため。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改める。

第11条中「640,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(所得割率) 第9条 <u>令和2年度及び令和3年度</u>の所得割率は、 100分の8.39とする。</p> <p>(被保険者均等割額) 第10条 <u>令和2年度及び令和3年度</u>の被保険者均 等割額は、43,400円とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、<u>640,000円</u>を 超えることができない。</p>	<p>(所得割率) 第9条 <u>令和4年度及び令和5年度</u>の所得割率は、 100分の8.39とする。</p> <p>(被保険者均等割額) 第10条 <u>令和4年度及び令和5年度</u>の被保険者均 等割額は、43,400円とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、<u>660,000円</u>を 超えることができない。</p>

## 議案第5号

千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について

千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画を別添のとおり策定する。

令和4年2月14日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

### 提案理由

地方自治法第291条の7第3項の規定により議決を求める。

議案第6号

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第2号)

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)に  
ついて、別添のとおり議決を求める。

令和4年2月14日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の  
規定により議決を求める。

議案第7号

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算  
(第2号)

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について、別添のとおり議決を求める。

令和4年2月14日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

議案第 8 号

令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 4 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、別添のとおり議決を求める。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

## 議案第9号

令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、別添のとおり議決を求める。

令和4年2月14日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

### 提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。



